

(仮訳)

ロシア連邦政府
決定

2022年3月6日付第302号

モスクワ

ロシア連邦に対して経済的性格の制限措置を導入することを決定した外国国家の領内からこれまでにロシア連邦に搬入された医療機器のロシア連邦外への搬出に対する一時的禁止措置の導入について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. ロシア連邦に対し経済的性格の制限措置を導入することを決定した外国国家の領内で生産され、そのような国家の領内からこれまでにロシア連邦に搬入された医療機器につき、ロシア連邦政府の決定にもとづいて外国国家に対し国際的人道援助を行うためにそうした商品を搬出する場合および私的な使用のためにそうした商品を個人が持ち出す場合をのぞき、ロシア連邦外への搬出を一時的に禁止すること（以下、一時的禁止措置）を定める。

一時的禁止措置は、本決定が発効する前に通関手続きに付され、本決定発効後にその通関手続きによりロシア連邦の関税地域から搬出されることになる商品にも適用される。

2. 以下を目的とする商品搬出には一時的禁止措置は適用されない：

ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内での移動、ロシア連邦領内の複数の部分の間の外国国家領土を経由してのロシア連邦の商品の移動；

外国国家領土内に所在するロシア連邦軍隊の活動の保障；

バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦機関の活動の保障；

スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動の保障。

3. 連邦税関局は、本決定第1、2項の規定の履行が監督されるよう保障する。

4. ロシア連邦内務省、ロシア連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦国家親衛隊は、本決定に定める措置が実施されるにあたり、自らの権限の範囲内において連邦税関局を支援する。

5. ロシア連邦経済発展省は、連邦税関局に、ロシア連邦に対し経済的性格の制限措置を導入することを決定した外国国家の一覧を通知する。

6. 連邦保健監督局は医療機器供給業者に対し、一時的禁止措置について周知する。

7. 本決定はそれが公布された日をもって発効し、2022年12月31日まで有効となる

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン